平成２５年（フ）第１７０号
京都市伏見区桃山町因幡24―１　ピュアクリスタル101、住民票上の住所京都府長岡京市長岡１丁目28番22号　内田智文方
債務者　小松　聖次
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
京都市伏見区納所岸ノ下26―１―２　コープラフィーネ102号、住民票上の住所大阪市淀川区三国本町１丁目11番23―1403号
債務者　寺井　龍平
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
京都府向日市物集女町池ノ裏18番地の１　ケアハウスサニーリッジ320号
債務者　奥田久美子
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５２８号
京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町14番地　フロントパークマイズ301号
債務者　藪内こと薮内こと　籔内　末廣
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
京都市南区東九条中御霊町55番地10　グランディール大石橋303号
債務者　須原二三夫
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
山口県宇部市西宇部南２丁目４番４―101号
債務者　三浦　優子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２１号
香川県三豊市詫間町松崎2770番地４
債務者　佐藤　匡一
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第４２７号
大分県別府市大字南立石1097番地の143
債務者　上林　明美
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
大分市大字小野鶴1078番地
債務者　河野千代子
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
大分県別府市石垣東４丁目４番18号
債務者　水元　　勇
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
大分県臼杵市大字福良2037番地の４
債務者　山田　秀美
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２号
大分県日田市上城内町５番18号
債務者　熊谷　圭司
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１５号
大分県日田市大山町西大山3597番地
債務者　中島　正義
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第６号
静岡県賀茂郡河津町見高1430番地
債務者　土屋　徳定
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本232番地
債務者　田之上　豊
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１６号
静岡県下田市大賀茂1355番地の６
債務者　福島　　聡
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２２４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目13番27号　ペアビレッジ211
債務者　高橋　勝春
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３４号
千葉県松戸市新松戸１丁目227番地の２　弘美荘202号
債務者　水野　　玲
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部